

報酬・料金について

当事務所は、社労士業務、行政書士業務を取り扱っております。
そのため、「会社設立～社員の入退社手続き、労務相談、就業規則の作成、助成金の相談・申請」が「ワンストップ」で行うことができます。(登記等の司法書士業務は除きます。)

また、顧問契約を結んでいただくと、スポット業務（顧問契約に含まれない有料業務）について、「顧問先様価格」でご提供をさせていただきます。

顧問契約

従業員数	1～9名	10～19名	20～29名	30～39名	40～49名	50名以上
月額顧問料	22,000円～	33,000円～	44,000円～	55,000円～	66,000円～	応相談

給与計算

従業員数	1～9名	10～19名	20～29名	30～39名	40～49名	50名以上
給与計算	11,000円～	22,000円～	33,000円～	44,000円～	55,000円～	応相談

【顧問契約の内容について】

- 入退社時の雇用保険、社会保険の手続、その他扶養関係手続
- 社会保険の随時改定(月額変更届)
- 仕事を原因とした負傷等に伴う従業員の労災手続
- 従業員の出産や育児休業、傷病手当金の手続
- 就業規則の変更(顧問契約期間中は、月額顧問料に含まれます。※大幅な変更は応相談)
- 労務相談
- 助成金のご提案(申請はスポット業務)
- 外国人労働者の在留期間管理(ビザ申請書類作成支援はスポット業務)

※給与計算はオプションになりますので、お客様のご希望によります。

また、給与計算を受注させていただく場合は、あわせて顧問契約を締結させていただきます。

○主なスポット業務（顧問契約に含まれない有料の業務です。）

顧問先様は、「顧問先様価格」でご提供をさせていただきます。
お見積り（無料）のご相談をお待ちしております。

内容	年1回発生する定期的な法定業務
会社設立	
社会保険新規適用	
労働保険新規適用	
就業規則作成	
各種規程類作成	
賞与計算	
労働保険の年度更新 ※すでに事務組合に委託している場合は不要	○
社会保険の算定基礎届	○
時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）の届出 ※残業や休日労働がなければ不要	○
各種助成金の申請	
有料職業紹介事業許可 【申請】【更新】【事業報告】	△
労働者派遣事業許可 【申請】【更新】【事業報告】	△
外国人労働者のビザ関係 申請書類作成支援 【在留資格認定証明書交付申請書類】 【在留資格変更許可申請書類】 【在留資格更新許可申請書類】	△
各種許認可手続き	

△有料職業紹介事業者、労働者派遣事業者は、年1回の事業報告が必要です。

外国人労働者のビザは、在留期間が切れるまでに更新が必要です。